

議案第54号

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する
条例を、別紙のとおり制定する。

令和2年5月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部
を改正する条例

加西市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成28年加西市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第2項中「第10条第8項第5号」を「第10条第7項第6号」に、「第42条の4第8項第6号」を「第42条の4第8項第7号」に、「第68条の9第8項第5号」を「第68条の9第8項第6号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(審議資料)

所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）及び地域再生法第 17 条の 6 の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 25 号）の施行に伴い、企業の拠点強化に関する課税の特例の適用期限が 2 年間延長されたこと及び引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。